

『日本の伝統的な行動規範の再検証』

目次

はじめに p3

1. 伝統的な行動規範の意義とその目指すもの p4

- (1) 伝統的な行動規範は経験則から成り立っている p4
- (2) 三つの規範「集団統率規範」「集団行動規範」「集団機能規範」 p4
- (3) 伝統的行動規範の目指すもの p4

2. 集団統率に関する規範 p4

2-1. 共同体統率に関する行動規範 p4

- (1) 共同体に絶対的な忠誠を尽さなければならない。 p4
- (2) 共同体は温情主義でもって運営されなければならない。 p5
- (3) 二君に仕えてはならない(二君にまみえず 単一主義)。 p5
- (4) 共同体に対する忠誠心は継続的に維持高揚しなければならない。 p5
- (5) 主君に対する忠は最高の義務であった。 p5
- (6) 共同体の名誉を守らなければならない。 p5
- (7) 共同体の規範は絶対に遵守しなければならない。 p5
- (8) 並立する他集団は警戒しなければならない。 p5

2-2. 統率者・指導者に関する行動規範 p5

- (1) 専横的権力は排除されなければならない p5
- (2) 物事の決定は稟議制により、衆議の一致を得なければならない p6
- (3) 私利私欲によって行動してはならない p6
- (4) 危機に瀕しては、軽挙妄動を慎まなければならない p6
- (5) 指導者の要件 p6

3. 集団行動に関する規範 p7

3-1. 集団行動に関する規範 p7

- (1) 序列をわきまえなければならない p7
- (2) 和を守らなければならない p7
- (3) 自然を貴ばなければならない(あるがままを貴ぶこと) p7
- (4) 行動規範を遵守しなければならない p7
- (5) 個人的行動をしてはならない p7
- (6) 相互義務を履行しなければならない p8
- (7) 相互扶助・共助を行わなければならない p8
- (8) 恩に報い、義理を果たさなければならない p8
- (9) 節儉に努めなければならない p8
- (10) 自制に努めなければならない p9
- (11) 私利私欲を抑制しなければならない p9
- (12) 祖先を崇拝しなければならない p9
- (13) 仁義礼智信を実践しなければならない p9
- (14) 礼を守らなければならない p9
- (15) 孝道の義務を果たさなければならない p9
- (16) 至誠(まことの心)を実行しなければならない p10

3-2. 恥に関する行動規範 p10

- (1) 恥を避けなければならない p10

- (2) 世間および他人の目やうわさを気にすること p10
- (3) 名誉および体面を重んじなければならない p11
- (4) 直接的競争は避けなければならない p11
- (5) 人を誹謗・侮辱してはならない p11
- (6) 蒙った侮辱や敗北に対して、復讐は許される p11
- (7) 他人を意識しつつ振舞わなければならない。(対人関係の優先) p11

3-3. 家族における行動規範 p11

- (1) 家長の義務と責任 p11
- (2) 家族における義務と責任 p12

3. 集団機能に関する規範 p12

- (1) 能力主義でなければならない p12
- (2) 公平な評価および処遇が行わなければならない(平等主義) p13
- (3) 臨機応変であること(現実主義) p13

4. 伝統的な行動規範が保障するもの p14

5. 処罰と抗議 p14

- (1) 処罰 p14
- (2) 抗議・抵抗の権利 p14

伝統的行動規範の一覧表 p15

参考文献 p17

文献注 p17

日本の伝統的な行動規範の再検証

はじめに

日本の伝統的な行動規範は鉄の律則とも言われ、なかなか厳しいものがあり、現代の日本人においてはとうてい従うことができないものも数多く含まれている。このような厳しい律則に過去の日本人がなぜ従ってることができたのかということについて、ラフカディオ・ハーンは次のように述べている。「強制は外部からばかり働きかけたのではなくて、じっさいに内部から保持されていたのだということを、われわれは忘れてはならない。国民の規律は、国民自身がつくったものだったのである。かれらは順々にかれら自身の社会状態を作り上げ、法律はそうした社会状態を維持して行ったのである。したがって、かれらはその法律を最上なものだと信じていた。かれらは、その法律がかれら自身の道徳的経験の上に築かれたものであるというりっぱな理由のために、最上のものだと信じていたのであって、そういう大きな信仰があったればこそ、かれらはその法律にりっぱに耐えたのであった。宗教こそ、国民をして去勢や卑屈に落ち入ることなく、このような規律に耐えさせたのである。されば、日本人はいまだかつて墮落退歩したことがない。克己と服従とを強いた伝統は勇猛心を養い、快活な心を強調した。」

日本における伝統的な行動規範は、最古の信仰である神道、外来の宗教である仏教および儒教に、その起原を求めることができるであろう。いずれにしても、それらの行動規範は、ある行為を禁止する禁則および、ある行為を強制する強制則で成り立っている。すなわち、「何々してはならない」というものが禁則であり、「何々しなければならず」というものが強制則である。例えば、日本国憲法における禁則としては、「第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」などがあり、強制則としては、「第三十条 国民は、法律(憲法第八十四条)の定めるところにより、納税の義務を負ふ」などがある。

日本においては強制則が多く、欧米においては禁則が多いといわれている。日本の文化は「恥じの文化」による集団行動を強制することが多いために強制則が多く、欧米においては「罪の文化」による神との契約を破ってはならないということに由来する禁則が多いのかも知れない。

日本の社会における伝統的な行動規範の多くは不文律であるが故に系統だって示されることなく親から子へ、先祖から子孫へと口伝により伝えられてきた。それらの行動規範は、自然に体得されたものであるが故に、いわゆる「当たり前」のこととして意識されてはいるが、我々日本人に、伝統的な行動規範は何かと問われても、なかなか系統立ってそれを説明することができない。

過去の歴史を振り返ってみるに、日本の国ないしは国民が危急存亡の淵に立たされた時に、その危機を救ってくれたものは、この「伝統的な行動規範」であったと確信される。明治維新时期においても、先の大戦の敗北時においてもまた、我々日本人は、その伝統的な行動規範によって救われた。

ラフカディオ・ハーンは次のように述べている。「民族感情に訴え、義務感に訴え、忠義の熱情と、愛国心に訴えるいっさいの伝統を代表するものとして、神道は今もなお広大な力を持っている。その力は、今後ふたたびまた国家的危機が到来した時に、それに願えば、必ず、むなしく黙ってはいない力として残っている。」[日本一つの試論 1976: 369]

それ故に、この不文律である伝統的な行動規範を何とかして文字に表し、その本質が何であったのかを知る必要がある。そこで、主だった日本文化の研究者たちの著作の中から、ラフカディオ・ハーンが明治初期に見たもの、ルース・ベネディクトが今次大戦時に発見したもの、戦後においては山本七平および中根千枝が抽出したものから日本人における伝統的な行動規範の抽出を試みた。

・ ラフカディオ・ハーン(小泉八雲、日本研究者、1850年6月27日 - 1904年・明治37年)

- ・ ルース・ベネディクト(文化人類学者、1887年 - 1948年・昭和23年)
- ・ 山本七平(社会・文化研究者、1921年 - 1991年・平成3年)
- ・ 中根千枝(社会人類学者、1926年 -)

採録した伝統的な行動規範のそれぞれについては、現在、破棄されたもの、すでに忘れ去られたもの、変質してしまったものも多く含まれているが、そのままの形で掲載した。いずれにしてもそれぞれの行動規範においては、時代の変遷や日本を取り巻く環境によっては、その規範の明るい面の発揮が行われたり、反対に暗い面が影を落したりするものであるという両面観の認識が必要である。

1. 伝統的な行動規範の意義とその目指すもの

(1) 伝統的な行動規範は経験則から成り立っている

日本の伝統的な行動規範は歴史的な経験則から成り立っており、日本民族を危険から守り、その成長繁栄を継続させてきた仕組みである。

「地域におけるしきたりや風習、行いに関する不文律や義務は、その地域社会の道徳的経験を表している。すなわち長年の歴史的な経験の中で学習されてきた、何が安全であり、何が危険なことであるのかという教えである。」「[日本一つの試論 1976: 89]

「日本の伝統的な行動規範は、経験則からなっている社会秩序の思想である。」「[日本人的発想 1981: 10, 86]

(2) 三つの規範「集団統率規範」「集団行動規範」「集団機能規範」

日本の伝統的な行動規範は、集団統率規範・集団行動規範・集団機能規範の三つで構成されている。その内、統率規範および集団行動規範は集団の共同体的性格に関するものであり、機能規範は集団の機能的性格に関するものである。共同体的性質とは、その名が表すように、個人の生涯を全うする方法として集団に拠り共同連携することで仲間と共に生き抜くという考え方であり、機能的性質とは、その集団の活動機能効率を最大化するための考え方である。

このことに関して、若干表現は異なるが山本七平は次のように述べている。「日本の伝統的な行動規範は、能力主義・集団主義・一体感的秩序の三つの柱で構成されている。すなわち日本の伝統的秩序は、(式目的)能力主義、(一揆的)集団主義、礼樂的な情熱的一体感的秩序、の三本の柱によって成り立っている。」「[一九九〇年日本 1983: 66]

(3) 伝統的行動規範の目指すもの

日本の伝統的行動規範の目指すもの、すなわちその最高の目標および価値は、共同体の存続および、その永続的な繁栄にある。

「共同体の存続と繁栄こそは、伝統的行動規範の最高の目標である。」「[一九九〇年日本 1983: 46]

2. 集団統率に関する規範

集団統率規範とは、共同体における組織としての秩序・統制を律するための規範である。

2-1. 共同体統率に関する行動規範

階層的共同体社会を律する行動規範の基本は「共同体に対する忠誠は絶対的な義務である。」であり、次のような規範がある。

(1) 共同体に絶対的な忠誠を尽さなければならない。

「人は共同体に対して絶対的な忠誠を尽さなければならない。ただし、それはその共同体が人々

の安心安全を保障する限りにおいてのみである。日本人が真に忠誠を誓うものは主君ではなく、『信』を保障するものに対してである。』[菊と刀 1972: 50]

(2) 共同体は温情主義でもって運営されなければならない。

「共同体は組織の構成員を保護し温情をもって接しなればなければならない。構成員はそれに対し共同体に忠誠心で応えなければならない。』[タテ社会 2003: 139]

(3) 二君に仕えてはならない。(二君にまみえず 単一主義)

「同時期に二つ以上の集団に、同じ重みをもって所属してはならない。』[タテ社会 2003: 65]

(4) 共同体に対する忠誠心は継続的に維持高揚しなければならない。

「共同体に対する忠誠心の維持のために、共同体内部においては、集団意識をつねに高揚し続けなければならない。人間関係的な日本の組織においては、人間関係の機能の強弱は、実際の接触の長さ、激しさに比例し、集団における個人の位置づけを決定する。』[タテ社会 2003: 54]

(5) 主君に対する忠は最高の義務であった。

「江戸期における『忠』は、各藩内における藩主の恩に対する返礼の精神に基づく最高の義務であった。明治期以降今次敗戦に至る間においては、藩主に代わって天皇がその対象となった。『忠』は、死から納税に至るあらゆる義務を遂行させる強制力をもっていた。』[菊と刀 1972: 47]

(6) 共同体の名誉を守らなければならない。

「共同体の名誉をけがす行為を行ってはならない。また共同体の名誉をけがす行為を見逃してもならない。』[日本人的発想 1981: 168, 197]

(7) 共同体の規範は絶対に遵守しなければならない。

「共同体の規範・規約は絶対に遵守しなければならない。』[一九九〇年日本 1983: 45, 46]

(8) 並立する他集団は警戒しなければならない。

「他の集団に対しては強い対抗・競争意識をもつこと。』[日本人的発想 1981: 197]

「他の共同体集団との接触においては警戒・注意を払わなければならない。競争者は上下関係にたつものではなく、隣接し並存するヨコに立つものとの関係にある。』[タテ社会 2003: 47, 96]

共同体に対する忠誠は、集団行動を統率するためには必須の規範である。すなわち集団があたかも一個の人間であるかのように行動できるようにするためのもの、すなわち個人的な行動を許さず、個人の行動を集団の目的・目標に一本化させるための仕組みである。この忠誠心は共同体という集団を、内的には一個の有機的な組織としてまとめる力と、外的には他の集団との競争や自然災害に打ち勝つ力の基本となるものである。

共同体ないしはその長に対する旧来の忠誠心は、江戸時代においては各藩およびその藩主に対して強制され、明治以降今次の敗戦までは日本帝国および天皇に対して強制され、戦後においては株式会社という共同体に対して強制されてきた。この忠誠に対する対価は、いつの時代においても、所属成員における庇護と生存の保障であった。

現在の日本株式会社においては、その組織員に対する苛酷な処遇や大規模な非正規化によって、個人における庇護や安心安全の基盤は失われ、会社に対する忠誠心は今や影も形も見られないような状況に陥っていると言える。組織集団をからくも保っているものは「利」のみの関係性だけなのであろう。何らかの忠誠心に裏打ちされていない集団は、共同体でもないし、他の集団との競争力をもつ機能集団ともなり得ないであろう。強力な共同体集団を再構築するためには、組織員における何らかの安心安全の基盤の再構築が必要である。

2-2 統率者・指導者に関する行動規範

(1) 専横的権力は排除されなければならない。

①「専制・専横政治を行ってはならない。専制政治が国民の安寧を危険に曝す場合には、その政治

に掣肘が加えられることがあってもやむを得ない。」[日本一つの試論 1976: 54]

②「非常識な権力および恐怖政治は排除されなければならない。」[一九九〇年日本 1983: 29]

③「自分の意思のみを強制ないしは行使してはならない。」[日本一つの試論 1976: 385]

④「指導者は自己の意思のまま行動してはならない。」[一九九〇年日本 1983: 52]

⑤「指導者は感情に走ってはならない。」[菊と刀 1972: 251]

⑥「共同体の意志を、その代理人として遂行しなければならない。」[日本一つの試論 1976: 92]

⑦「指導者の権力は、指導者個人のものではなく、その集団自体のものである。指導者はその権限を委託された代表者として振舞わなければならない。」[タテ社会 2003: 142]

(2) 物事の決定は稟議制により、衆議の一致を得なければならない。

「ものごとの決定にあたっては関係者全員の総意によること。」[日本人と組織 2007: 80]

「いろいろな物事は寄り合い、すなわち衆議によって決めなければならない。」[タテ社会 2003: 63]

(3) 私利私欲によって行動してはならない。

①「自分の利益のためだけに行動してはならない。」[日本一つの試論 1976: 92]

②「指導者は私利私欲に走ってはならない。」[菊と刀 1972: 251]

③「共同体の利益のために奉仕しなければならない。」[日本一つの試論 1976: 92]

(4) 危機に瀕しては、軽挙妄動を慎まなければならない。

「生死にかかわる危機的な状況は従容として受入れること。危険予防策をとることは卑しむべきことである。」[菊と刀 1972: 45]

(5) 指導者の要件

①人間に対する理解力・包容力をもたなければならない。

「指導者は、人間に対する理解力・包容力をもたなければならない。」[タテ社会 2003: 148]

②集団の運営においては大家族主義を旨としなければならない。

「組織員は家族の一員として処遇すること。」[タテ社会 2003: 43]

③組織は、指導者の人間的な魅力によって動かさなければならない。

「組織員を動かすにあたっては、命令自体に依存せず、指導者の人間的な魅力に拠ること。」

[タテ社会 2003: 156]

④「和を以て貴しとなす」を旨としなければならない。

「指導者の主要任務は、組織の和の維持であるという認識の下に行動すること。」

[タテ社会 2003: 162]

⑤指導者における九徳

- ・寛にして栗(りつ) (寛大だが、しまりがある)
- ・柔にして立 (柔和だが事が処理できる)
- ・愿(げん)にして恭(きょう) (まじめだが、ていねいでつけんどんでない)
- ・乱にして敬 (事を治める能力があるが、慎み深い)
- ・擾(じょう)にして毅(き) (おとなしいが、内が強い)
- ・直にして温 (正直、率直だが温和)
- ・簡にして廉 (大まかだが、しっかりしている)
- ・剛にして塞(そく) (剛健だが、内も充実)
- ・彊(きょう)にして義 (強勇だが義しい)

(朱子、『近思録』)[一九九〇年日本 1983: 56]

日本の組織における統率者や指導者の現在の姿はどうであろうか。企業や指導者においては専横的、私利私欲的な姿勢が目立ち、組織員を暖かく包み込む大家族的経営も失われ、「利を以て貴しとなす」だけの利益追求至上主義に染まり、組織員は懲罰を背景にした強制的な命令でしか動か

せなくなっている。このような組織においては、組織員は最低限の役割だけをこなすことに専念するのみで、何らの業務改善や工夫も行われなくなり、組織の致命的な欠陥が発見されたとしても誰も報告すらもしなくなる。このような組織は、更なる外部からの一撃によって簡単に崩壊するに違いない。

これからの組織の統率者や指導者においては、日本の伝統的行動規範を再認識し、それを基盤とし、その上に欧米流の科学的合理性に基づいたリーダーシップを再構築する必要がある。すなわち、「妥当性の追求」「相互義務の履行」「智・財の継承循環」「科学的合理性の追求」「自律性の獲得」「柔軟性の復活」の実行が必要とされるであろう。

3. 集団行動に関する規範

3-1. 集団行動に関する規範

(1) 序列をわきまえなければならない。

①各自、その分をわきまえなければならない。「各々其の所ヲ得」

「人は、それぞれの身分相応な社会的な階層位置に所属し、それぞれの階級に要求される義務を果たさなければならない。(論語 子罕第九の十五 雅頌各々其の所を得たり)」

[菊と刀 1972: 53, 110]

②権威に対する挑戦は、これを絶対に禁ず。

権威に対する挑戦は、たとえ口答えに過ぎないことでも、絶対に行ってはならない。

[菊と刀 1972: 49]

③長幼の序は守られなければならない(序列意識)。

・「目上の者には敬意を表しなければならない。」「[菊と刀 1972: 67]

・「目上のものに反論する行為は慎まなければならない。これに違反する者は序列を乱すものとして罰せられる。」「[タテ社会 2003: 86]

・「指導者を親とも思うこと、仲間を兄弟とも思うこと。」「[日本人的発想 1981: 197]

(2) 和を守らなければならない。

①「和をもって共同体の仲間と連帯しなければならない。」「[日本人的発想 1981: 197]

「和をもって貴しとなす」(聖徳太子)

「礼はこれを用うるを貴しとなす」(『論語』) [一九九〇年日本 1983: 66]

②「自分勝手な行動を慎み集団に同調すること。」「[日本人的発想 1981: 197]

(3) 自然を貴ばなければならない(あるがままを貴ぶこと)。

「すべてのごとは、計らいを悪とし不自然を排除すること、すなわち不自然を排し、人の和を第一とすること。」「[日本人的発想 1981: 172, 173, 197, 204]

(4) 行動規範を遵守しなければならない。

①伝統的な行動規範を遵守しなければならない。

「一家の奉公人から主人まですべての者は、身分の上下にかかわらず、地域の風習やしきたりを遵守しなければならない。」「[日本一つの試論 1976: 81]

②前例を踏襲しなければならない。

「何事も前例を踏襲すること。」「[一九九〇年日本 1983: 174]

(5) 個人的行動をしてはならない。

①個人的な行動は禁止される。

「個人的な行動は許されない。たとえ集団の長といえども共同体の総意を得ない行動は許されない。」「[日本一つの試論 1976: 81]

②個人の行動は制限される。

・「あらゆる個人の問題はその個人が所属する共同体という枠の中においてのみ解決されなければ

ばならない。」[タテ社会 2003: 38]

・「すべての行動は、共同体の許す範囲内で行わなければならない。」[タテ社会 2003: 41]

(6) 相互義務を履行しなければならない。

①階級に比例した応分の義務と負担を負わなければならない。

律法の義務と負担は、社会階級の上には厳しく下には寛容に適用されなければならない。貧しい、不幸な者たちには憐憫をかけなければならない。[日本一つの試論 1976: 335]

②相互義務を履行しなければならない。

主君と家臣、主人と奉公人との間においては、相互の義務を果たさなければならない。相互義務によって生み出される信頼に基づいて、上位にあるものは下位にあるものを庇護あるいは援助をしなければならない。また同時に、下位にあるものは上位にある者に忠義を尽す、すなわち絶対の服従と献身を行わなければならない。[日本一つの試論 1976: 284]

伝統的な行動規範の履行は、上から下への一方的な義務ではなく、身分の上下に関係なく相互に相応の義務の履行を要求する。その義務の重さは、上に行くに従って重くなる。[菊と刀 1972: 86]

(7) 相互扶助・共助を行わなければならない。

①相互扶助を行わなければならない。

「個人および共同体は相互扶助の義務を負う。」[日本一つの試論 1976: 98]

②上下左右ともに助け合わなければならない(共助の精神)

「上下ともに助け合い、左右ともに協同しなければならない。」[タテ社会 2003: 44]

③団結しなければならない

「団結して仕事に取り組むこと。」[タテ社会 2003: 44]

④家族主義で運営されなければならない。

「会社組織は、家族の親和を以て苦楽を共にすること。上下の関係は親子関係のように、左右の関 係は兄弟姉妹の関係のようであらねばならない。」[タテ社会 2003: 44、70]

(8) 恩に報い、義理を果たさなければならない。

①恩に報いなければならない。

「自己の生存は、過去の祖先のお陰であり、現在の世間のお陰である。受けた恩は忘れてはならない。これらの恩は必ず返さなければならない。人の生活における全ての意思決定と行動は、この恩義に報いる精神に基づき、自己犠牲と奉仕が要求される。」[菊と刀 1972: 113、115]

②義理は果たさなければならない。

「他人から受けた恩恵には必ず返礼をしなければならない。」(報恩の義務)[菊と刀 1972: 133]

「他人から受けた侮辱や汚名のそしりは、必ずすすがなければならない。」(復讐の義務)[菊と刀 1972: 133]

③天地父母の恩に報いなければならない。

「天地自然は父母であり、人間はその子である。それ故、天地の恩を感じ、父母に仕える如く天地自然に仕えること。」[日本人と組織 2007: 21]

④義務を果たさなければ権利は得られない。

「義務を果たせば権利を得る。義務を果たさなければ権利を失う。」[一九九〇年日本 1983: 34]

(9) 節儉に努めなければならない。

①心身潔白の保持に努めなければならない。

「節儉を常とし、身の清潔、心の純潔を保持すること。」[日本一つの試論 1976: 140]

②「人は節儉につとめ、分相応な生活をしなければならない。」

[菊と刀 1972: 173][一九九〇年日本 1983: 101]

③「心身の快樂は、人生の重大な領域を侵さない範囲においては許容される。

報恩の義務は、個人的欲望や快樂に優先しなければならない。」[菊と刀 1972: 204、221]

④勤労に勤まなければならない。

「人は勤労によって食を得、命を保つ。それ故、勤労は天の秩序に従っているが故に「善」であり、怠惰は悪である。」[一九九〇年日本 1983: 100]

(10) 自制に努めなければならない。

①自制的行動を旨としなければならない。

「控え目な行動をすること。自制の精神に拠り、行動は控え目でなければならない。」

[一九九〇年日本 1983: 101] [菊と刀 1972: 171, 198][日本人的発想 1981: 91, 153]

②「相手の立場に立ってものを見なければならない。」[日本人的発想 1981: 112]

(11) 私利私欲を抑制しなければならない。

①「同胞を犠牲にして個人の利益を貪ってはならない。」[日本一つの試論 1976: 251]

②過当な競争は禁止されなければならない。(共存共栄の精神)

「利益共同体(職人組合など)同士における利己的な自分本位な利益の獲得競争は、これを禁ずる。」[日本一つの試論 1976: 390]

③「私利私欲のために利を追ってはならない。公益のために働くこと。」[一九九〇年日本 1983: 95]

(12) 祖先を崇拝しなければならない。

「祖先を崇拝しなければならない。」[日本一つの試論 1976: 52]

(13) 仁義礼智信を実践しなければならない。

人を思いやる「仁」、私利私欲に捉われない「義」、敬意をもって他者と接する「礼」、知恵を重んじる「智」、誠実さである「信」の実践を行わなければならない。

「徳は、愛するを仁と曰い、宜しきを義と曰い、理あるを礼と曰い、通ずるを智と曰い、守るを信と曰い。」(朱子) [一九九〇年日本 1983: 81]

(14) 礼を守らなければならない。

①分相応な言葉使いの励行。

「社会的な地位身分、年齢、性別にふさわしい言葉使いをしなければならない。」

[日本一つの試論 1976: 172]

②礼儀作法の実行。

「社会的な地位身分、年齢、性別にふさわしい礼儀作法を行わなければならない。」

[日本一つの試論 1976: 174]

「私的感情を表情に表してはならない。」[日本一つの試論 1976: 413]

③礼を尽すこと。

「人との交際においては、礼を失しないように、お互いの社会的間隔の性質や度合い、すなわち身分、世代、性別などを勘案した話し方、身の振舞いをしなければならない。」[菊と刀 1972: 58, 59]

④礼楽を重んじること。

「上に位置するものに対しては敬語・謙譲語を用い礼節に欠けない振る舞いを行うこと。」

[一九九〇年日本 1983: 64]

⑤「人に接するにあたっては、敬語を用い、礼を守ること。」[日本人と組織 2007: 46]

(15) 孝道の義務を果たさなければならない。

孝道を重んじなければならない。

①子どもは両親に尽さなければならない。

②親は子ども愛情深く養育しなければならない。

③夫婦はお互いに慈しみ合い相互の義務を果たさなければならない。

④嫁・婿・養子・養女は家族と一体になって務めを果たさなければならない。

⑤使用人は主人に尽さなければならない。

⑥一家の主人は寄食者に対して庇護の義務を果たさなければならない。

- ⑦仕事に精を出し、確実にそれを遂行しなければならない。
- ⑧友に対しては忠実でなければならない。
- ⑨主君に対して忠義・忠誠を尽さなければならない。

「孝道は個人に犠牲的な献身の精神を要求する。孝道は祖先崇拜の心から生み出されたもので、祖先崇拜は死者・生者に対するいっさいの義務であるところの、尊崇のこころ、忠誠のこころ、献身のこころ、愛国のこころを生み出している。」[日本一つの試論 1976: 52]

(16) 至誠(まことの心)を実行しなければならない

「伝統的な行動規範が求める義務の遂行にあたっては、全身全霊を尽し、全知全能を尽さなければならない。」[菊と刀 1972: 245]

これらの行動規範は地位身分性別に関係なく、全員に課せられた義務であった。実にさまざまな義務が個人に対して課せられていたものである。思想信仰に関する(12)から(16)以外の義務は、その強弱はあったとしても、現在においてもなお暗黙の義務として存在しているであろう。しかしながら国民の権利のみを主張する戦後の風潮の中において、これらの行動規範の多くは忘れられ、弱められてしまった感がある。これらの個人における行動規範の実行が日本の組織や共同体の力の源泉であったことを再認識する必要がある。上記の行動規範の中で、特に重要な規範は(6)の「相互義務の履行」である。

日本の社会におけるさまざまな束縛やルールは本来その仲間の者たちとの連帯性を保つためのものであって、その義務は相互的なものであったはずである。しかしながらその日本的ルールが一方的な義務となっているのが今の日本の現状である。大企業は下請け企業にその義務と責任を「利」と交換に押し付け、道に外れた上司は部下にその義務と責任を押し付けている状況が広く日本全体を侵食している。自分さえ良ければいいというような行動規範は日本のものではない。そこには日本の伝統的な行動規範である、人を思いやる「仁」も、私利私欲に捉われない「義」も、敬意をもって他者と接する「礼」も、知恵を重んじる「智」も、誠実さである「信」のかけらさえ見ることはいできない。今あるのはすべての善きものを「利」に換えている醜い日本人の姿であり、これらの行動が組織の根底を破壊し続けているということにすら気づかない日本のリーダーたちの決定的な愚かさを示していると言えよう。一方、このような仕打ちに耐えるだけの者たちも、本来のあるべき日本人の精神を知ることなく、“仕方ない”というあきらめの深い淵の中であえぐのみで、これもまた同様に非常に愚かであると言わざるを得ない。少しの勇気を出し不条理を排し自己を再生するところに明日の希望が見えてくるはずである。

古来日本人は常に連帯を保ち、その共同体の上位の者も下位の者もともにその応分の責務を果たし、弱き者を援け、利己を廃し、義をもってその行動規範とし、この日本列島において幾多の天変地異や戦火をくり抜け数千年を生きのびてきた。共に手と手を携えて生きる精神の中にこそ日本人の生きる道があるということをその伝統的な行動規範の中に再度発見すべきである。優位の者こそ大きな義務を負うこと、すなわちノブレス・オブリージュの精神こそが繁栄の永続的な循環を生み出すことに気づくべきであろう。

3-2. 恥に関する行動規範

(1) 恥を避けなければならない。

他人や世間に対し、自己や一家の恥となる行為をしてはならない。「恥」とはこの集団の規範に違反したと見なされる場合に他人から受ける非難に対して自分の中で発生する劣位の感情であり、また自己防衛の感情である。[菊と刀 1972: 258]

(2) 世間および他人の目やうわさを気にしなければならない。[菊と刀 1972: 259]

(3) 名誉および体面を重んじなければならない。

「日本人の恒久不変の目標は名誉である。他人の尊敬を博するということが必要欠くべからざる要件である。その目的のために用いる手段は、その場の事情の命ずるままに、取り上げかつ捨て去る道具である。事態が変化すれば、日本人は態度を一変し、新しい進路に向かって歩み出すことができる。」[菊と刀 1972: 198]

(4) 直接的競争は避けなければならない。

「人の名誉を傷つける行為、人に恥を感じさせる行為は避けなければならない。」[菊と刀 1972: 179]

(5) 「人を誹謗・侮辱してはならない。」 [菊と刀 1972: 184]

(6) 「蒙った侮辱や敗北に対して、復讐は許される。」 [菊と刀 1972: 187]

(7) 他人を意識しつつ振舞わなければならない。(対人関係の優先)

「人間的なつながりを重視し、他人の意見を忖度しつつ振舞うこと。同時に他人の思考・行動に対しても、伝統的な行動規範に違反するものは規制すること。」 [タテ社会 2003: 170]

『菊と刀』の著者であるルース・ベネディクトは次のように述べている。「日本人の恒久不変の目標は名誉である。他人の尊敬を博するということが必要欠くべからざる要件である。その目的のために用いる手段は、その場の事情の命ずるままに、取り上げかつ捨て去る道具である。事態が変化すれば、日本人は態度を一変し、新しい進路に向かって歩み出すことができる。」[菊と刀 1972: 198]

日本人をその心の奥底で現在も動かし続けているものは「恥」である。「恥」は、義務に応えられなかった場合に生じる劣等感的な感情であり、この「恥の感情」は常に個人を激情に駆り立て破滅的な行動に走らせる原因となってきた。人々が守るべきものは、何をさておいても、江戸時代においては藩のあるいは藩主の名誉であり、一族の名誉であり、一家の名誉であり、現代においてもまた一家・個人の名誉である。四十七士の物語やその他の仇討ちや無礼打ちなど特に武士階級における復讐行為は、「恥」が当事者双方の命を奪うほどの激烈な反応を日本人に引き起こしてきた証拠である。「恥」の基本的な観念は、個人の名誉を守るということであるが、日本的な共同体において引き起こされる「恥」は、特に個人の存在を否定するものとなる場合が多く、非常な注意を払う必要があった。上記の恥に関する行動規範は、すべて恥を回避するための用心深い行為を義務づけたものであり、現代においてもこれらの規範は強く日本人を規制している。この恥による規制は、物事が順調に進んでいる場合は、他人を思いやるという美德として表れるが、一方物事が順調でない場合には消極性や足の引っ張り合いという負の行動を引き起こしている。

「恥」の感情の発生源は、共同体における厳しすぎる規範であり、それに基づく相互監視・相互関与である。本来、その規範が求められるところのものは「相互監視」ではなく「相互義務の履行」であり、「相互関与」ではなく「相互扶助の実行」であったはずである。

我々は、この「相互義務の履行」および「相互扶助の実行」の原点に立ち返ることで、我々の伝統的行動規範を温かみのあるものとして再生する必要があるだろう。

3-3. 家族における行動規範

(1) 家長の義務と責任

- ①専制・専横的な独裁者として行動してはならない。[日本一つの試論 1976: 76][菊と刀 1972: 66, 67]
- ②重大な責務を一家から委託された人間として行動しなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]
- ③家長の権力は、家長個人のものではなく、「家」という社会集団のグループの結束力に由来しなければならない。[タテ社会 2003: 40]
- ④一家眷族の同意の下に、その権限を行使しなければならない。[日本一つの試論 1976: 76]
- ⑤一家の重大な問題に際しては、家長は親族会議を招集し、全員の意見を聞いた上で、方針を決

定しなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

⑥家族にとっての重大な決定を行い、必ずその決定が実行されるように取り計らわなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

⑦一家の要求は、個人の要求に先行する。[菊と刀 1972: 66, 67]

⑧家族の行動において暴力的な強制を行ってはならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

⑨家長権は、家成員の行動、思想、考え方にまで及ぶ。[タテ社会 2003: 40]

⑩その家族全体の責任をとらなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

⑪一家の名譽を維持する責任をもたなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

(2) 家族における義務と責任

①一家は親和を以て苦楽を共にすること。[タテ社会 2003: 44]

②家族は、相互扶助を行う義務を負う。[日本一つの試論 1976: 78]

③家族は、お互いが、みんなを守る権利を持つ。[日本一つの試論 1976: 78]

④年下の者は、年上の者を敬うこと。[日本一つの試論 1976: 78]

⑤一家は、雇人といえども家族の一員として扱うこと。[日本一つの試論 1976: 78]

⑥家族における行動は、家長に対する服従ではなく、家の名譽を維持する目的において家に対する家族全員の確信に由来する共同の忠誠の下に実行されなければならない。[菊と刀 1972: 66, 67]

上記の家族における行動規範は、基本的に指導者に関する行動規範および集団行動に関する行動規範と同様のものである。家族は現在においても、個人を守り育てる社会における最小単位の組織であり、運命共同体である。社会における行動規範の全ては、この家庭において学ばれてきたのであるが、現在の一般的な家庭の状況はどのようであろうか。戦後、産業化の進展に伴い、農村から都市部へと大規模な人口の移動が行われてきた。その結果、親子だけの世帯、すなわち核家族化が進み、伝統的な行動規範の伝承ルートである祖父母から孫への伝承が途絶えてしまった。その結果、上記の行動規範の状況はどのように変質してしまっているのであろうか。家長権というもの存在など余り意識もされてはいないだろうし、その義務と責任の行使についても伝統的な行動規範はほとんど顧みられることはなくなったと言ってもよいだろう。親は親としての義務と責任を果たそうとはしているであろうが、家長という意識はすでに失われていると言ってもよいだろう。

また家族における義務と権利に関しては、まだなんとか体裁だけは保たれてはいるものの、親の老齢化、子における非正規労働者化、少子化の進展などによって、家族の孤立化、経済的疲弊化および少人数化が進み基本的な「家族力」が衰退している。

社会の基本単位である家族という集団の弱体化は、その上に成立している日本のそれぞれの共同体集団の弱体化にそのまま直結しており、「家族力」の復興は日本共同体における最重要課題であると言える。

3. 集団機能に関する規範

(1) 能力主義でなければならない。

①指導者は構成員の能力を発揮させることに努めなければならない。

「指導者は、自分自身の能力の発揮というよりも、部下の能力をうまく発揮させる能力を磨かなければならない。」[タテ社会 2003: 154]

②個人の自由な能力の発揮は認められなければならない。

「序列を守り、人間関係をうまく保つ限りにおいて、個人は自由にその能力の発揮を許される。下位者において、上位者の名譽を保った形での上位者の役割を遂行することは許される。」

[タテ社会 2003: 153]

(2) 公平な評価および処遇が行わなければならない。(平等主義)

①人の取扱いにえこひいきがあってはならない。

「人はその能力のいかにかわらず共同体の成員として同等に取扱われるべきである。」

[タテ社会 2003: 100]

「下なる者たちの意見や感情に配慮し、公平な処遇に努めなければならない。」

[日本一つの試論 1976: 385]

②人はその能力に応じて評価されなければならない。(器量主義)

「人はその能力によって公正に評価されなければならない。」[一九九〇年日本 1983: 30、40]

③刻苦勉励に努めた者を相応に評価しなければならない。

「努力を惜しまず継続したものは相応の評価をすること。」[タテ社会 2003: 101]

(3) 臨機応変であること。(現実主義)

事にあたっては旧来の因襲にとらわれることなく、その場の状況に応じて、現実的かつ柔軟な対応をとること、すなわち臨機応変でなければならない。日本人の行動規範の最高の目的は、民族の安心とその永続的な繁栄である。日本人は、この究極的な目標の達成に際しては、個々の行動規範にはとらわれず、新たな行動に容易に転換しなければならない。

「機を見、変に応ずることに敏捷な現実主義は、日本人の名(名誉)に対する『義理』の明るい面である」[菊と刀 1972: 202]

「日本人の恒久不変の目標は名誉である。他人の尊敬を博するということが必要欠くべからざる要件である。その目的のために用いる手段は、その場の事情の命ずるままに、取り上げかつ捨て去る道具である。事態が変化すれば、日本人は態度を一変し、新しい進路に向かって歩み出すことができる。」[菊と刀 1972: 198、353]

日本の共同体は運命共同体的な性格および機能集団的な性格の両面を保持することで、その力を発揮し続けてこんにちに至っている。

上記の規範は、機能集団に関するものである。この規範以外の規範は、集団や組織の「秩序に関する行動規範」であるが、この集団機能に関する規範は、字義の表す通り、集団が発揮すべき「機能に関する行動規範」である。すなわち運命共同体的な性格を支える規範が「秩序規範」であり、機能集団的な性格を支える規範が「機能規範」である。

上記の「能力主義」「平等主義」「現実主義」の三つの機能に関する規範は、欧米諸国由来のものではなく、日本古来の伝統的行動規範に属するものである。競争や戦闘における勝利の方程式は、力の集中とスピード性にあると言われている。日本人は危機に瀕した際には、秩序に関する行動規範により組織員の力の結集を図り、機能に関する行動規範によりスピード性を得ることによって、幾多の困難を乗り越えてきた。

今日の日本の共同体においては、この三つの機能規範を生かしきっているのだろうか。

「能力主義」でなく学歴主義、ないしは学閥主義に陥ってはいないだろうか。また能力ある者はその学歴学閥に関係なく抜擢されているだろうか。有能な者の活動を阻害してはいないだろうか。「平等主義」は実行されているだろうか。人々に機会均等のチャンスを与えているだろうか。人々の働きを公平に評価しているだろうか。

「臨機応変」であるか。自分たちを取り巻く環境の急変を自覚し的確かつ機敏な行動をとっているだろうか。私利私欲に走り、既得権益の確保にばかり奔走してはいないだろうか。個人の利にこだわり、広く共同体集団の利を忘れてはいないか。危機を突破するために、みんなの力を結集し、上位にある者たちほど大きな義務と負担を負うような行動をとっているだろうか。

以上のことなくしては、人々の力の結集も組織のスピード性の獲得も得られず、日本の組織は衰亡を止めることはできないであろう。

4. 伝統的な行動規範が保障するもの

「人は、それぞれの階層に所属し、その行動規範を遵守している限りにおいて、生存の安全は保障される。」[菊と刀 1972: 82] (生存権の保障)

人々の安心安全を保障しない限り、日本の伝統的な行動規範は実行され得ない。

5. 処罰と抗議

(1) 処罰

①「専制政治が国民の安寧を危険に曝す場合には、その政治に掣肘が加えられることがあってもやむを得ない。」[日本一つの試論 1976: 54]

②「それぞれの階級における義務の違反および権力の逸脱は罰せられる。」[菊と刀 1972: 82]

③「行動規範違反に対する最高の罰は共同体による交際の拒否、すなわち絶交をもって行われる。」[日本一つの試論 1976: 98]

④「伝統的行動規範に違反した場合の処罰は、共同体からの追放である。」[日本人的発想 1981: 168]

⑤「共同体の行動規範を破る者は、村八分とされる。」[タテ社会 2003: 46]

日本人は、古来より、大は国家における専制政治を権力的であるとして嫌い、小は共同体の指導者における専横的な行動を許さなかった。この伝統は、日本人における、亡くなった祖先たちの前あるいは八百万の自然界の神々の前においては、すべて人間は平等であるという日本独特の強烈な平等観として現在でも生き続けている。それは、日本という国も、会社という組織も、その他のあらゆる共同体も全ては個人のものではないという原初的な確信に由来しているのであろう。

伝統的な行動規範への違反に対する処罰は、江戸時代においては、社会的な地位が上にいくに従って重くなり、下層の民への処罰は寛容であった。現在は、法の下において、人はすべて平等に裁かれるということではあるが、社会的制裁に関しては江戸時代の傾向を今でも引きずっているものと思われる。裁判員制度下における民間選出裁判員が出した評決は常に裁判官のそれよりも重い処罰が選択される傾向にある。日本人の伝統的な感情において、上層階級の者が犯した罪と下層のものが犯した罪が同じ重さで罰せられるということは納得が得難く、今でも日本人は法的な罰の他に、社会的掣肘を必ず下している。

しかしながら、現在の日本では子供たちの教育の場である学校において「村八分」という極刑が平然とイジメと呼ばれる行為で横行し続けており、会社組織においては一部の指導者による道義に反した専横的経営が黙認され、一部の職場においては道に外れた上司によるパワハラと呼ばれる不条理かつ法律違反の行為が見逃され続けている。

(2) 抗議・抵抗の権利

① 行動規範違反に対する上訴の権利

「伝統的な行動規範に反するような行為、特に領主における苛酷な搾取や生死にかかわるような圧制に対しての上訴は認められる。」[菊と刀 1972: 82]

② 暴政に対する抵抗の権利

苛酷な圧制に対しては一揆でもって為政者に抗議する権利を容認する。

「法律上は認められていなかったが、国民の多数の生命にかかわるような非常時の場合には、権威に抵抗する権利を認める。暴政とは、伝統的行動規範に対する極端な逸脱行為であり、指導者の身分にある者といえども罪が問われる。」[日本一つの試論 1976: 384]

権力的階層にいる者たちにおける、日本の伝統的な行動規範に対する違反行為の罪は重大であり、必ず社会的な掣肘が加えられることを忘れてはならない。

日本共同体の再生復活は、我々の伝統的な行動規範の明るい面に立脚した、次の新たな行動規範の実行にかかっているといえるであろう。

- 妥当性追及の精神
- 相互義務の履行
- 知財の継承循環
- 科学的合理性の精神
- 自律性の獲得
- 柔軟性の復活(臨機応変)

【伝統的行動規範の一覧表】

I 集団統率に関する規範

1. 共同体統率に関する行動規範

「共同体に対する忠誠は絶対的な義務である。」

- (1) 共同体に絶対的な忠誠を尽さなければならない。
- (2) 共同体は温情主義でもって運営されなければならない。
- (3) 二君にまみえず(単一主義)。
- (4) 共同体に対する忠誠心は継続的に維持高揚しなければならない。
- (5) 主君に対する忠は最高の義務であった。
- (6) 共同体の名誉を守らなければならない。
- (7) 共同体の規範は絶対に遵守しなければならない。
- (8) 並立する他集団は警戒しなければならない。

2. 統率者・指導者に関する行動規範

- (1) 専横的権力は排除されなければならない。
- (2) 物事の決定は稟議制により、衆議の一致を得なければならない。
- (3) 私利私欲によって行動してはならない。
- (4) 危機に瀕しては、軽挙妄動を慎まなければならない。
- (5) 指導者の要件

II 集団行動に関する規範

1. 集団行動に関する規範

- (1) 序列をわきまえなければならない。
- (2) 和を守らなければならない。
- (3) 自然を貴ばなければならない(あるがままを貴ぶこと)。
- (4) 行動規範を遵守しなければならない。
- (5) 個人的行動をしてはならない。
- (6) 相互義務を履行しなければならない。
- (7) 相互扶助・共助を行わなければならない。
- (8) 恩に報い、義理を果たさなければならない。
- (9) 節儉に努めなければならない。
- (10) 自制に努めなければならない。
- (11) 私利私欲を抑制しなければならない。
- (12) 祖先を崇拜しなければならない。

- (13) 仁義礼智信を実践しなければならない。
- (14) 礼を守らなければならない。
- (15) 孝道の義務を果たさなければならない。
- (16) 至誠(まことの心)を実行しなければならない。

2. 恥に関する行動規範

- (1) 恥を避けなければならない。
- (2) 世間および他人の目やうわさを気にしなければならない。
- (3) 名誉および体面を重んじなければならない。
- (4) 直接的競争は避けなければならない。
- (5) 人を誹謗・侮辱してはならない。
- (6) 蒙った侮辱や敗北に対して、復讐は許される。
- (7) 他人を意識しつつ振舞わなければならない。(対人関係の優先)

3. 家族における行動規範

(1) 家長の義務と責任

- ①専制・専横的な独裁者として行動してはならない。
- ②重大な責務を一家から委託された人間として行動しなければならない。
- ③家長の権力は、家長個人のものではなく、「家」という社会集団のグループの結束力に由来しなければならない。
- ④一家眷族の同意の下に、その権限を行使しなければならない。
- ⑤一家の重大な問題に際しては、家長は親族会議を招集し、全員の意見を聞いた上で、方針を決定しなければならない。
- ⑥家族にとっての重大な決定を行い、必ずその決定が実行されるように取り計らわなければならない。
- ⑦一家の要求は、個人の要求に先行する。
- ⑧家族の行動において暴力的な強制を行ってはならない。
- ⑨家長権は、家成員の行動、思想、考え方にまで及ぶ。
- ⑩その家族全体の責任をとらなければならない。
- ⑪一家の名誉を維持する責任をもたなければならない。

(2) 家族における義務と責任

- ①一家は親和を以て苦楽を共にすること。
- ②家族は、相互扶助を行う義務を負う。
- ③家族は、お互いが、みんなを守る権利を持つ。
- ④年下の者は、年上の者を敬うこと。
- ⑤一家は、雇人といえども家族の一員として扱うこと。
- ⑥家族における行動は、家長に対する服従ではなく、家の名誉を維持する目的において家に対する家族全員の確信に由来する共同の忠誠の下に実行されなければならない。

III 集団機能に関する規範

- (1) 能力主義でなければならない。
- (2) 公平な評価および処遇が行わなければならない。(平等主義)
- (3) 臨機応変であること。(現実主義)

IV 伝統的な行動規範が保障するもの

人は、それぞれの階層に所属し、その行動規範を遵守している限りにおいて、生存の安全は保障される。(生存権の保障)

V 処罰と抗議

(1) 処罰

- ①専制政治が国民の安寧を危険に曝す場合には、その政治に掣肘が加えられることがあってもやむを得ない。
- ②それぞれの階級における義務の違反および権力の逸脱は罰せられる。
- ③行動規範違反に対する最高の罰は共同体による交際の拒否、すなわち絶交をもって行われる。
- ④伝統的行動規範に違反した場合の処罰は、共同体からの追放である。
- ⑤共同体の行動規範を破る者は、村八分とされる。

(2) 抗議・抵抗の権利

- ①行動規範違反に対する上訴の権利
伝統的な行動規範に反するような行為、特に領主における苛酷な搾取や生死にかかわるような圧制に対しての上訴は認められる。
- ②暴政に対する抵抗の権利
苛酷な圧制に対しては一揆でもって為政者に抗議する権利を容認する。

参考文献

小泉八雲著、平井呈一訳、『日本 一つの試論』、恒文社、1976年
中根千枝著、『タテ社会の人間関係』、講談社、2003年
山本七平著、『日本人的発想と政治文化』、日本書籍、1981年
山本七平著、『日本人と組織』、角川書店、2007年
山本七平著、『一九九〇年の日本』、福武書店、1983年
ルース・ベネディクト著、長谷川松治訳、『菊と刀 ～日本文化の型』、社会思想社刊、1972年

文献注

本文や注で引用した文献を示す注は、本文中の該当箇所に[著書名(半角空欄)西暦発行年:(半角空欄)該当ページ]という形で記す。

例;

- [日本一つの試論 1976: 12]
- [タテ社会 2003: 15]
- [日本人的発想 1981: 100]
- [日本人と組織 2007: 123]
- [一九九〇年日本 1983: 18]
- [菊と刀 1972: 56]